

評議員及び役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 東京都共同募金会

社会福祉法人東京都共同募金会
評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都共同募金会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条の規定に基づき選任された者をいう。
- (2) 役員等とは、定款第16条の規定に基づき選任された理事及び監事、定款第25条の規定に基づき選任された会長、定款第27条の規定に基づき委嘱された顧問をいう。ただし、法人職員の身分を現に有する者を除く。
- (3) 常務理事とは、定款第16条2項の規定に基づき選任された理事で、法人を主たる勤務場所とし、原則週4日以上法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員等のうち、前号に該当する者以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常務理事に、職務執行の対価として報酬及び役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常務理事の報酬の額は、別表1に定めるところとする。この額は勤務状況等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て定める。

- 2 常務理事賞与は、予算の範囲内においてこれを支給することとし、支給額は別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)の定めを準用して算出した額とする。
- 3 監事の報酬の額は、別表1に定めるところとする。

(交通費)

第5条 常務理事には、第3条に掲げる報酬のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当の支給は、給与規程の定めを準用して行う。
- 3 評議員、役員及び非常勤役員等には、会議等の出席に際し、別表2に定める交通費を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程の定めにより旅費を支給することができる。

(支給方法)

第7条 常務理事の報酬の支給に関し、この規程に定めのない事項(支給日、支給方法、源泉徴収等)については、給与規程を準用する。

2 評議員・非常勤役員及び会長・顧問等の交通費の支給は、会議に出席の毎に行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

付 則

この規程は、令和元年7月24日から施行する。

令和2年3月11日 一部改定

別表1 役員等の報酬及び手当の額

- 1 常務理事の報酬は、月額40万円の範囲内とし、手当等は支給しない。
- 2 監事の報酬は、監査業務に従事の都度、1日当たり2万円とする。

別表2 評議員及び非常勤役員等の交通費の額

評議員会及び理事会に出席の都度、1日当たり3千円とする。